

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第58条 計装設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-7
提出年月日	令和5年4月11日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230301-42	1	58-19) 使用済燃料ピット水位（AM用）等の設置場所を「燃料取扱棟内に設置」と記載しているが、建屋名をどの程度のメッシュで記載するのが適切なのか（原子炉建屋または燃料取扱棟）、先行プラントの記載も踏まえて説明すること。	R5.3.1	本日回答		使用済燃料ピット水位（AM用）等の監視設備を設置している建屋名については、設置許可基準規則第16条における整理結果及び先行プラントの記載も踏まえ「燃料取扱棟」とする。 （伊方3号炉と同様）	—	—

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。